

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第10号

県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則（平成4年富山県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に、「同号イ」を「同号ウ」に改め、同項第1号及び第2号中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第2項中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第4条中第1項を削り、同条第2項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合又は育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては」を「次に掲げる場合は」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第1項とする。

- (1) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日以前の日である場合
- (2) 育児休業条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合
- (3) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

第4条第3項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同項を同条第2

項とする。

第5条を次のように改める。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 育児休業条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業
- (2) 育児休業条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業
- (3) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

第6条第3項中「第4条第3項本文」を「第4条第2項本文」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に規定する育児休業（第4号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

第9条第4号中「引き続き」を「引き続いて」に改める。

第13条第1項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同条第4項中「第4条第3項本文」を「第4条第2項本文」に改める。

第18条第2項中「第4条第3項本文」を「第4条第2項本文」に改める。

第2条 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に育児休業条例第11条第6号による育児休業等計画書を提出した職員に対する第1条の規定による改正前の県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する規則の適用については、なお従前の例による。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

時間外勤務手当等に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「育児休業）」の次に「（次に掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間が1月以下である職員を除く。））」を削り、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育

児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

第22条第2項第2号中「育児休業）」の次に「（第9条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）」を加え、「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（人委・職員課）

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第12号

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（人委・職員課）

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年9月30日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第13号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「経過措置」を「経過措置等」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間に限り、別表第1中「146,100」とあるのは、「148,400」とする。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(人委・職員課)